

聖籠町訓令第六号

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準及び聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準及び聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準の一部を改正する訓令

（聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部改正）

第一条 聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準（平成十一年聖籠町訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第三の項第一号中「週所定労働時間が三十時間以上」を「一週間の勤務時間が一般職に属する常勤の職員の勤務時間の概ね四分の三以上」に改め、同項第二号中「週所定労働時間が三十時間未満」を「一週間の勤務時間が一般職に属する常勤の職員の勤務時間の概ね四分の三未満」に改める。

（聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準の一部改正）

第二条 聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準（平成十一年聖籠町訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第一の項第二号中「勤務した日数」の下に「（有給休暇取得日数を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。